

入札説明書等に関する質問書への回答

本回答で用いる用語の定義は、下記のとおりとします。

入札説明書	:「千葉市新庁舎整備工事入札説明書」
要求水準書	:入札説明書別添資料1の「千葉市新庁舎整備工事要求水準書」
基本設計図書	:入札説明書別添資料2の「千葉市新庁舎整備工事基本設計図書」
落札者決定基準	:入札説明書別添資料3の「千葉市新庁舎整備工事落札者決定基準」
VE提案実施要領	:入札説明書別添資料4の「千葉市新庁舎整備工事VE提案実施要領」
様式集	:入札説明書別添資料5の「千葉市新庁舎整備工事様式集」
契約書(案)	:入札説明書別添資料4の「千葉市新庁舎整備工事契約書(案)」

また、提出された「入札説明書等に関する質問書」の資料名、ページ、大項目、中項目に誤りがあると思われる場合、当該部分を見え消しとし、正しいと思われる記載に変更しています。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書		3	第2	6		工事の範囲	将来活用検討地に記載のある『議事堂棟解体後アスファルト舗装(A-24 : 外構図)』と『集水溝及び雨水管(基本設計図書P37 : 雨水排水計画資料)』は、今回工事に含めないものと考えてよろしいでしょうか。	将来活用検討地に記載のある『議事堂棟解体後アスファルト舗装(A-24:外構図)』、『集水溝及び雨水管(基本設計図書P37:雨水排水計画資料)』は、本工事に含まれます。将来活用検討地の整備については、要求水準書「第4 4 (2)ウ(イ)」に記載のとおりです。
2	入札説明書		3	第2	6		工事の範囲	また、将来活用検討地のその他項目も、特記なき限り今回工事範囲外(既存のまま)と考えてよろしいでしょうか。	質問No.1の回答をご覧ください。
3	入札説明書		5	③ 第3	1	(1)ア(ケ)	協力企業	「市と入札参加者が本工事に係る契約を締結した後、本工事の実施に関して入札参加者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を協力企業とする」とあります。これは本工事に係る契約後のことを言っているのであって、1つ目の※印に記載の企業は入札時の協力企業にはなりうると考えてよろしいですか。	入札説明書「第3 1(1)ア(ケ)」4つ目の※印で、「上記(ケ)及び(コ)の者は、受注者の協力企業になることもできない」としている趣旨は、受注者が、入札参加者である段階から協力企業になれないというものです。
4	入札説明書		6	③ 第3	1	(3)カ	構成員の出資比率	設計業務について共同企業体を組成する場合、その構成員の最小の出資比率は設計料の総額に対する出資比率と考えてよろしいですか。	入札参加者が共同企業体を組成する条件は、入札説明書「第3 1(3)」に記載のとおり、共同企業体における構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の総出資額に対する出資比率によります。また、出資額については、施工業務、設計業務、工事監理業務の区別はなく、総出資額で判断することとします。なお、入札説明書「第3 1」の頭書に示すとおり、共同企業体を構成するすべての構成員は、「第3 1(1)ア～ウ」の全ての条件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5	入札説明書		6	③ 第3	1	(3)カ	構成員の出資比率	工事監理業務について共同企業体を組成する場合、その構成員の最小の出資比率は工事監理料の総額に対する出資比率と考えてよろしいですか。	入札参加者が共同企業体を組成する条件は、入札説明書「第3_1(3)」に記載のとおり、共同企業体における構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の総出資額に対する出資比率によります。また、出資額については、施工業務、設計業務、工事監理業務の区別はなく、総出資額で判断することとします。なお、入札説明書「第3_1」の頭書に示すとおり、共同企業体を構成するすべての構成員は、「第3_1(1)ア～ウ」の全ての条件を満たす必要がありますので、ご注意ください。
6	入札説明書		6	③ 第3	1	(3)コ	構成員の最大履行実績の累計	「各構成員の最大履行実績の累計」とありますが、これは構成員のうち一社でも条件を満たせばよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書		8	第3	2	3	予定価格等	予定価格は27,713,880千円とありますが、千葉市ホームページの「新庁舎整備のコストについて」に記載のある建設工事費(約263億円)とその他工事費(約23億円)を合計すると286億円となり、実施設計費を除いても約9億円の差となります。減額された項目をご教示ください。	本工事で実施する業務の範囲は、要求水準書等に示すとおりです。
8	入札説明書	別添資料5_様式集④_VE提案.docx	12	第5	1	(8)	VE提案書の提出方法	1) 様式第13号-1~3について、ワードファイルで配布されていますが、同じ構成のパワーポイントファイル等で作成し、印刷してもよろしいですか。その際、①外枠の位置、②フォントの種類、大きさ③色付け、等に制限がなければ、見やすい状態に調整してよろしいでしょうか。 3) 同上の様式を、ワードファイルのままで作成する場合は、①外枠の位置、②フォントの種類、大きさ、③色付け、等に制限がなければ、見やすい状態に調整してよろしいでしょうか。 この質疑は、より提案内容を理解しやすく作成するためのものです。	様式集に記載のとおりご提出ください。なお、フォントの大きさ等には制限があるので、それに従って作成してください。
9	入札説明書	別添資料5_様式集⑥_技術提案書.docx	13	第5	1	(9)	技術提案書の提出方法	1) 様式第18号-1~8について、ワードファイルで配布されていますが、同じ構成のパワーポイントファイル等で作成し、印刷してもよろしいですか。その際、①外枠の位置、②フォントの種類、大きさ③色付け、等に制限がなければ、見やすい状態に調整してよろしいでしょうか。 2) 同上の様式を、ワードファイルのままで作成する場合は、①外枠の位置、②フォントの種類、大きさ、③色付け、等に制限がなければ、見やすい状態に調整してよろしいでしょうか。 この質疑は、より提案内容を理解しやすく作成するためのものです。	様式集に記載のとおりご提出ください。なお、フォントの大きさ等には制限があるので、それに従って作成してください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	入札説明書	別紙1	18				用語の定義	「『本件工事』とは、要求水準等に定める施工に関する業務(解体、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。」等の記載がありますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしてもご提供いただいた見積資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、見積に見込むことができなかつた仕様・作業等が発生した場合には、請負代金及び工期の変更対象としていただけないでしょうか。	請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
11	入札説明書	別紙1	19				設計図書の順位	設計図書に相違がある場合の優先順位は、次のような理解でよろしいですか。①実施設計図書 ②技術提案書 ③要求水準書、その別添資料及び基本設計図書に関する質問への回答書 ④別添資料1要求水準書 ⑤別添資料2基本設計図書	契約書類の優先順位については、契約書(案)第1条第3項、要求水準書「第1_7」の記載をご覧ください。なお、実施設計図書については、契約書類に基づいて作成してください。
12	入札説明書	別紙3	21	3			違約金の支払い	「第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを防げるものではない。」「提案の不履行により市が損害を受けた場合には、提案不履行時の違約金の額に関わらず損害賠償請求を行うことができる。」等の記載がありますが、各条文で定める違約金について、損害賠償の予定とさせていただけないでしょうか。	前段については、契約書(案)第52条の2に関するご指摘と思われますが、当該条文については、原案のとおりとします。 後段については、入札説明書「別紙3_3(1)」に記載のとおり、当該違約金は、損害賠償の予定ではありません。
13	要求水準書		2	第1	4		本工事の範囲	「外構工事等」に含まれる工事項目は、 ・既存本庁舎及び議事堂棟の解体 ・外構 ・植栽(外構、屋上緑化・壁面緑化(土壤、緑化システム含むプランター、灌水設備含む)) ・モノレール連絡通路 ・屋根付身障者駐車場 ・倉庫・密閉型車庫 ・屋根付公用車車庫 ・屋根付駐輪場1 ・屋根付駐輪場2 ・屋根付駐車場1 ・屋根付駐車場2 と考えて宜しいでしょうか。	「外構工事等」に含まれる主たる工事項目として、現時点では以下のとおり想定しています。 ・既存本庁舎及び議事堂棟及び【別紙9】に示す範囲の既存施設の解体 ・外構(将来活用検討地含む) ・植栽(外構、モノレール連絡通路部壁面緑化(土壤、緑化システム含むプランター、灌水設備含む)) ・モノレール連絡通路 ・屋根付身障者駐車場 ・倉庫・密閉型車庫 ・屋根付公用車車庫 ・屋根付駐輪場1 ・屋根付駐輪場2 ・屋根付駐車場1 ・屋根付駐車場2 また、新庁舎の屋上緑化・壁面緑化(土壤、緑化システム含むプランター、灌水設備含む))は、「新庁舎建設工事等」に含まれます。
14	要求水準書		2	第1	4	(1)	全般事項	受注者が実施する各種申請業務及び諸官庁申請につきましては、「法令に定められた諸官庁への手続きで、かつ建築工事の設計施工者として行うべきとされているもの」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書「第4_1_(13)」に記載のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	要求水準書		3	① 第1	4	⑤ (5)	その他	「受注者は、上記の調査結果により、土壤汚染対策、アスベスト処理及びその他の対応が必要であると判明した場合においても適切に対応すること。なお、その際に必要となる費用及び工期については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。」「工作物の状況については、【別紙9】「解体工事資料」を参照すること。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。」「インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給会社との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。」等の記載がありますが、受注者の責めに帰すべきではない事由に起因し、工事内容及び施工条件について見積前提条件から変更が生じた場合には、必要に応じて、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。」	請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
16	要求水準書		3	① 第1	4	⑤ (5)	その他	「別途工事との調整を行うこと」との記載がありますが、別途工事の調整については原則として発注者様が行い、受注者はこれに協力するものとの理解でよろしいでしょうか。また、別途工事との調整に従った結果、受注者の工程や工事計画に影響が生じた場合には、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。」	受注者は、発注者の指示に従い別途工事との調整を行うものとします。 また、請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
17	要求水準書		3	① 第1	6	② (2)	部分引渡し	部分引渡しの時期及び範囲については、契約締結までに発注者様と受注者で協議のうえ決定し、契約書に明記いただくものと考えてよろしいでしょうか。また、部分引渡し部分の瑕疵担保期間の起算については、各工事部分の引渡し日と考えてよろしいでしょうか。」	部分引渡しの詳細の協議は、実施設計図書に基づき、部分引き渡しの前に行います。 部分引渡し部分の瑕疵担保期間の始期については、契約書(案)第47条第2項に定めるとおり、「すべての工事目的物の引渡しを受けた日」とします。
18	要求水準書		4	① 第1	7		契約書類の構成と優先順位	契約書類の優先順位については、「②入札説明書等に関する質問への回答書」を最優先としていただけますでしょうか。」	質問No.11の回答をご覧ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書		5	2 第2	2	2 (2)	工作物の状況	「受注者は、上記の調査結果により、土壤汚染対策、アスベスト処理及びその他の対応が必要であると判明した場合においても適切に対応すること。なお、その際に必要となる費用及び工期については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。」「工作物の状況については、【別紙9】「解体工事資料」を参照すること。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。」「インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給会社との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。」等の記載がありますが、受注者の責めに帰すべきではない事由に起因し、工事内容及び施工条件について見積前提条件から変更が生じた場合には、必要に応じて、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。」	質問No.15の回答をご覧ください。
20	要求水準書		5	2 第2	2	2 (2)	工作物の状況	「本工事に伴い工作物及び地中埋設物を撤去する場合は、事前に発注者及び必要に応じ関係者と協議し行うこと。」との記載がありますが、関係者との協議、調整により追加の費用及び工期の変更が必要となった場合には、請負代金及び工期の変更対象としていただけると考えてよろしいでしょうか。」	請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
21	要求水準書		5	2 第2	4	1 (1)	地盤状況	「受注者は、上記の調査結果により、土壤汚染対策、アスベスト処理及びその他の対応が必要であると判明した場合においても適切に対応すること。なお、その際に必要となる費用及び工期については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。」「工作物の状況については、【別紙9】「解体工事資料」を参照すること。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。」「インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給会社との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。」等の記載がありますが、受注者の責めに帰すべきではない事由に起因し、工事内容及び施工条件について見積前提条件から変更が生じた場合には、必要に応じて、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。」	質問No.15の回答をご覧ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書		5	2 第2	4	2 (2)	建設予定地 の土壤状況	「受注者は、上記の調査結果により、土壤汚染対策、アスベスト処理及びその他の対応が必要であると判明した場合においても適切に対応すること。なお、その際に必要となる費用及び工期については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。」「工作物の状況については、【別紙9】「解体工事資料」を参照すること。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。」「インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給会社との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。」等の記載がありますが、受注者の責めに帰すべきではない事由に起因し、工事内容及び施工条件について見積前提条件から変更が生じた場合には、必要に応じて、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	質問No.15の回答をご覧ください。
23	要求水準書		6	2 第2	4	(2)	土壤調査	・地歴調査は、「土壤履歴調査結果報告書 平成29年3月」、「土壤履歴調査結果報告書(補足) 平成29年9月」以降の地歴の調査を実施し、土壤汚染対策法に基づく地歴調査報告書に仕上げるという理解でよろしいでしょうか。	別紙10の「土壤履歴調査結果報告書 平成29年3月」、「土壤履歴調査結果報告書(補足) 平成29年9月」以降から開発行為等を行う1年前までの地歴調査を千葉市土壤汚染対策指導要綱第3条に基づき実施し、土壤履歴調査結果報告書を作成してください。
24	要求水準書	6_仮設計画概要	6	2 第2	4	(3)	工事中の駐車場	6_仮設計画概要(1)工事ステップ計画概要に示す駐車台数を新庁舎整備敷地及び将来活用検討用地に確保することと記載されていますが、確保数量以外の敷地で工事用駐車場を設けてもよろしいでしょうか。	基本設計図書「6.」に記載されている仮囲い範囲内であれば、工事用駐車場を設けても構いません。
25	入札説明書 要求水準書		7	3 第3	1	(3)ウ	ユニバーサルデザイン	「LGBTに配慮したトイレ計画とする」とありますが、多目的トイレを利用可能にする。「LGBTの方も利用します」とサインに配慮するといった配慮でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書		8	第4 第3	2 1	(4)	環境配慮 ア基本設計 性能について	新庁舎はCASBEE評価認証機関において、竣工段階で評価認証を取得することありますが、実施設計図をもととする設計段階ではなく、竣工図(完成図書)をもととする竣工段階のCASBEE認証取得は、竣工後に評価認証機関へ申請となります。宜しいでしょうか？また、評価認証機関の認証手数料は、認証取得者である千葉市から直接評価認証機関に支払われるとの理解で宜しいでしょうか？	竣工段階での評価認証を取得してください。また、認証手数料は受注者の負担とします。
27	要求水準書		8	第3	1	(4)	環境配慮	遮音性能(性能水準Ⅱ)に記載の「教育長室」がどこにあるのか特定できません。室の位置をご指示ください。	教育長室は、10階教育委員会執務室内の局長室1を想定していますが、設計業務で検討します。
28	入札説明書 要求水準書		9	3 第3	1	(6)イ	保全性について	美観汚れに配慮した鳥害対策を講じることとありますが、高層棟窓部への鳥類飛来対策ワイヤー設置の必要なども含まれると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	要求水準書		10	第3	1	(7)	ア 防犯及びセキュリティ計画について	「各諸室の出入口は～関係者だけが施錠できるものとすること」とありますが、電気錠部分は「オートロック」として開錠のみICカードで行うことと考えて宜しいでしょうか。	原則としてオートロックですが、詳細については設計業務で検討します。
30	要求水準書		10	第3	1	(7)	イ 耐震安全性について	「サーバー室の床は3次元免震装置が設置できる構造とする」とありますが、免震装置は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書 要求水準書		12	③ 第3	2	(2)ウ	木材使用部	1・2階の…仕上などの木材の見付幅が最大限となるよう検討を行うとありますが、最大限の具体的寸法などございましたらご教示ください	最大限の目安として、基本設計段階では見付幅500mm程度を想定していましたが、詳細については、基本設計図書「0. 計画条件 外観パース(透視図)」のイメージに合うよう、設計業務で検討します。
32	要求水準書		12	第3	2	(2)オ	階段	「手摺の納まりはガラス手摺一般と同一とすること」との記載がありますが、ガラス手摺の階段は、テラス部外部階段、1-2階大階段のみで、階段1～階段7については仕上表・諸元表(建築)別紙6仕上げ表より、StFB手摺(SOP塗装)と考えて宜しいでしょうか。	ガラス手摺の階段は、外部階段1、縁側テラス・テラスの外部階段(1-2階、2-3階、6-7階)、大階段(1-2階)です。階段1～3、階段5～7はStFB手摺(塗装)、階段4はStFB手摺(溶融亜鉛めっきリン酸処理)してください。
33	要求水準書		13	第3	2	(2)サ	耐火被覆	「耐火被覆は主要部分は巻き付け材」とありますが、基本設計図書A-23矩計図には 柱:ケイカル耐火被覆板 となっております。柱型については矩形図を正と考えて宜しいでしょうか	柱型は、1・2階のY1・Y2通りのX1a～X12通り及びY3通りのX11からX12間は耐火塗料とし、それ以外はケイカル耐火被覆板とします。
34	要求水準書		13	③ 第3	2	(2)	耐火被覆仕様	耐火被覆について、主要部材は巻きつけ材と記載されていますが、仕上げ材で囲われる部分については吹付材に変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書等に示された建物の品質・性能を改善する提案については、入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案である必要があります。
35	要求水準書		13	第3	2	(2)	建築意匠	床吹出空調部二重床内に行う断熱材の仕様について、不燃処理を施す理由は何でしょうか。	断熱材の上に敷設する電線等がショートした際の火災を防ぐためです。
36	要求水準書		17	第3	3	(4)	基礎計画	基礎梁に塑性化を許容しない計画とありますが、LEVEL2地震時の応力に対して塑性化を許容しない、と解釈して宜しいでしょうか？また、基本設計図書P.46の耐震設計目標に記載の基礎構造の性能目標については短期許容応力度設計と記載がありますが、基礎梁については要求水準書に記載の上記内容にて検討すると考えて宜しいでしょうか？	要求水準書「第3 3 (4)」の「基礎梁に塑性化を許容しない計画とすること。」は、基本設計図書「2. (6)」の耐震設計目標の基礎構造に記載の短期許容応力度以内と同じ目標値です。
37	要求水準書	6_仮設計画概要	17	③ 第3	3	(4)	液状化対策工事	液状化対策工事については、直接建物につながる工事ではない観点から、新築工事着工前の準備工事で施工する考えでよろしいでしょうか。	建築基準法第6条の当該工事の着手に該当すると考えておりますが、詳細は建築主事にご確認ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	要求水準書		18	第3	3	(6)	構造性能目標	LEVEL2地震波のサイト波について、基本設計図書P.43には「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」に基づく千葉県北西部直下地震をサイト波として検討すると記載があります。一方、要求水準書には、「千葉市地震被害想定調査報告書(平成29年3月)」で想定する千葉市直下地震を含めること、と記載があります。提案時には上記両方の地震波をサイト波に含める前提で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書		18	第3	3	(6)	構造性能目標	イ架構の構造性能(ウ)時刻歴応答解析のクライテリアにて求められている地震波のデータをいただけないでしょうか。	千葉県北西部直下地震の地震波の時刻歴加速度波形データについては契約締結後の提供となります。千葉市直下地震の時刻歴波形データの作成は設計業務で行います。
40	要求水準書		19	第3	4	(1)	共通事項 工 その他	危機管理センターに関するアンテナ、スピーカー、発電機及び無線機器などの移設は、本工事に含まないこととする。とありますが、無線機器などとは無線及びシステムとの理解で宜しいでしょうか？	無線機器などの「など」は、無線機器に付属する装置を指しています。
41	要求水準書		19	第3	4	(1)	共通事項 工 その他	危機管理センターに関する移設は、本工事に含まないこととする。ただし、容易に移設ができるようすること。とあるが、容易に移設ができるというのは、どのような意図か。搬出入ルート等を確保するという事で宜しいでしょうか。仮に移設に際して本工事の設備対応が必要な場合(例えば、移設機器の電圧・電源容量など)対応の仕様・工事区分をご提示ください。	機器、アンテナ及び配線などを設置するスペースや架台などを作ることを意図しています。主な機器及びアンテナなどは、次のとおりです。電源容量は、基本設計図書P51の想定最大需要電力に収まる想定です。 防災行政無線 ・操作卓1台(幅1,800×奥800×高700) ・屋外スピーカ1基(Φ200×3,500) 地域防災無線 ・統制台1台(幅1,600×奥850×高1,400) ・直流電源装置1台(幅500×奥500×高550) ・無線器40台(1台あたり幅250×奥250×高250) 全国瞬時警報システム ・受信機1台(幅600×奥820×高1,600) ・衛星アンテナ1基(Φ800×200) 千葉県防災行政無線 ・収容ラック1台(幅550×奥800×高1,700) ・交換機1台(幅380×奥315×高435) ・操作端末1台(幅1,450×奥800×高1,400) ・衛星アンテナ1基(Φ1,800×2,400) ・FWAアンテナ1基(Φ600×1,500) ・発電機1基(幅1,000×奥1,000×高1,000) 地震災害対策支援システム ・操作端末1台(幅1,500×奥750×高1,200)

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
									<ul style="list-style-type: none"> ・収容ラック1台(幅600×奥1,100×高2,000) 高所監視カメラシステム・ヘリコプターテレビ電送システム ・カメラモニタ2台(1台あたり幅500×奥500×高500) ・操作端末1台(幅1,200×奥800×高1,000) ・収容ラック2台((1台あたり幅550×奥800×高2,100) ・無停電電源装置1台(幅350×奥750×高1,050) ・FWAアンテナ1基(Φ600×1,500) 関東広域ネットワークシステム ・収容ラック1台(幅750×奥500×高1,250)
42	要求水準書		19	第3	4	(2)	電力設備	照明制御手法は、制御シミュレーションを行い、決定すること。とありますが、制御シミュレーションとはどのような内容かご教示ください。	照明制御方式の検討、制御方式の比較を行い建設コスト、ランニングコストの最適な方式を決定することを想定しています。
43	要求水準書		20	第3	4	(2)	電力設備 ア(キ) イ(ア)	イベント電源盤を設置することとありますが、イベント電源盤の設置場所、電源容量・回路数などの仕様を(電灯・動力各々)教えて頂いて宜しいでしょうか？	1階イベントスペース(単相10kVA、三相10kW)、2階大階段(単相10kVA)及び、まちかど広場(単相30kVA、三相10kW)を想定していますが、詳細は設計業務で検討します。電源容量は、基本設計図書P51の想定最大需要電力に収まる想定です。
44	要求水準書		21	第3	4	(2)	電力設備 ウ 電気自動車用充電設備	基本設計図書記載の内容を本工事の対象とせず、将来対応用の空配管を実装するとあるが、公用車3台の内1台を急速充電器(移設)想定、2台を一般充電器、来庁者5台の内1台を急速充電器(移設)想定、4台を一般充電器として計画することで宜しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公用車用充電器1基(車2台分)の移設 ・公用車用充電器(車3台分)の空配管の敷設 ・来庁者用充電器(車5台分)の空配管の敷設 <p>電源容量は、基本設計図書P51の想定最大需要電力に収まる想定ですが、詳細は設計業務で検討します。</p>
45	要求水準書		21	第3	4	(2)ウ	電気自動車充電設備	「既存の公用車2台の電気自動車用充電設備を移設すること。」とありますが、移設は本工事に含めることでよろしいでしょうか。その場合、既存設備の型番をご教示ください。	既存の公用車2台の電気自動車用充電設備の移設は、本工事に含みます。既存設備の品番はDNE3000です。
46	要求水準書		24	第3	4	(3)	通信設備 ア 構内情報通信網設備	「千葉市行政情報ネットワークシステムへの整合を図ること。」とは、庁舎内の(いわゆるOA用途の)LAN設備は配線・機器含めて全て別途工事との理解でよろしいでしょうか。仮に本工事で対応必要な場合は、対応範囲の工事区分・仕様をお教えください。	要求水準書「別紙4」をご覧ください。
47	要求水準書		25	第3	4	(3)	ウ 情報表示設備	(ア)マルチサインについて、災害時は各機器にTV放送の画像を配信できる仕様と考えて宜しいでしょうか。	マルチサインにはTV放送を受信しないと考えています。ただし、1階市民ヴォイドに設置予定の200インチ相当のディスプレイは、TV放送受信を想定しています。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
48	要求水準書		27	第3	4	(3)	通信設備 工 映像・音響設備 (ヶ)災害対策本部	・災害時の情報収集及び情報発信が可能とすること。とあります、情報収集及び情報発信の具体的なシステムを教えて頂いて宜しいでしょうか？	情報収集は、基本設計図書P58 5-2に記載のオペレーションルーム同様に収集できることを想定しています。情報発信の具体的なシステムについては検討中です。
49	要求水準書		28	第3	4	(3)	ク 監視カメラ設備	「監視カメラ映像は遠隔で確認・操作可能とすること」とありますが、守衛室にての確認・操作のみと考えて宜しいでしょうか。	守衛室のみではありません。2階防災センターでの確認・操作も想定しています。
50	要求水準書		28	第3	4	(3)	ク 監視カメラ設備	「監視カメラ映像は遠隔で確認・操作可能とすること」とありますが、すべてのカメラが回転、ズーム等が可能な機能をもつものと考えて宜しいでしょうか。	すべてのカメラが回転が可能な機能を持つとは考えておりません。必要な監視ポイントにおいて死角のないように監視できることを想定しています。
51	要求水準書		28	第3	4	(3)	ク 監視カメラ設備	カメラ台数は50台と考えて宜しいでしょうか。	基本設計図書のカメラ台数50台は、監視ポイントは50箇所を意味します。死角がないように監視できることを想定しています。
52	要求水準書		29	第3	4	(3)	コ 防犯・入退出管理設備	「火災信号入力時に、電気錠の一斉解錠を可能とすること」とありますが、サーバー室等を含めたすべての電気錠を一斉開錠すると考えて宜しいでしょうか。	セキュリティーレベル5の室は、条件付きで一斉開錠しない計画を想定しております。
53	要求水準書		29	第3	4	(3)	コ 防犯・入退出管理設備	「入退室管理方式は、ICカードリーダー方式、指紋照合方式、暗証番号入力方式を使い分けること」とありますが、サーバー室、金庫室以外はカードリーダー方式と考えて宜しいでしょうか。	サーバー室、金庫室以外がカードリーダー方式とは限りません。たとえば、議会エリアでは、暗証番号入力方式を想定しています。
54	要求水準書		30	第3	5	(1)	一般事項	交換用フィルター等の納入数(実装個数に対する比率)をご指示願います。	実装個数に対して100%を想定しています。
55	要求水準書		33	第3	5	(2)	空調設備計画	管理区分ごとに、エネルギーや水の使用量が計量できるようにすること。とありますが、管理区分の考え方をご教示ください。	基本設計図書P90「空調換気設備計画22 (3)空調換気設備計画 3-5.自動制御設備 (3)主な計量・計測ポイント」によります。
56	要求水準書		34	第3	5	(3)	衛生設備計画 (ア)上水設備	上水受水槽の容量が基本設計図書では27m3でしたが、要求水準書では45m3と変更されています。基本設計図書を正として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり45m3とします。
57	要求水準書		34	第3	5	(3)	衛生設備計画 (エ)衛生器具設備	機械室には維持管理用の掃除流し等を設置とありますが、各階ACR・MRは除き、11F熱源機械室に設置で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書		34	第3	5	(3)	衛生設備計画	上水設備の受水槽容量は45m3以上を確保することとあります、基本設計図書P91、給排水衛生設備計画1では1日使用量66.2m3の0.4日分の27m3とされています。45m3とすると水道局の技術指針にある0.4~0.6日分という基準を超えますので、27m3を正と考えて宜しいですか。	質問No.56的回答をご覧ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
59	要求水準書		35	第3	4	(4)	BCP対応計画	災害時の職員数は2,300人、周辺住民については500人程度と考えて宜しいでしょうか。	業務継続計画において、災害時の人員について、1日目は職員2,241人、外部職員50人、2日目から4日目は職員1,529人、外部職員50人、5日目から7日目は職員数1,572人、外部職員50人を想定しています。また、周辺住民として、初日に帰宅困難者550人を想定しています。
60	要求水準書		36	第3	5	(4)	BCP対応計画	ピット災害用汚水槽の容量が基本設計図書では196m3でしたが、要求水準書では375m3と大きく変更されています。基本設計図書を正として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり375m3とします。
61	要求水準書		36	第3	4	(4)	BCP対応計画	「災害用汚水槽」は敷地内であればどこでも設置可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書等に示された建物の品質・性能を改善する提案については、入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案である必要があります。
62	要求水準書		36	第3	4	(4)	BCP対応計画	浸水時の上水は高架水槽のみ、雑用水利用はしないものと考えて宜しいでしょうか。	浸水時にも雑用水利用を行います。
63	要求水準書		39	4 第4	1	13 (13)	関係各庁への届出手続き	受注者が実施する各種申請業務及び諸官庁申請につきましては、「法令に定められた諸官庁への手続きで、かつ建築工事の設計施工者として行うべきとされているもの」と考えてよろしいでしょうか。	質問No.14的回答をご覧ください。
64	要求水準書		39	4 第4	1	8 (8)	別途工事に係る注意事項	「別途工事との調整を行うこと」との記載がありますが、別途工事の調整については原則として発注者様が行い、受注者はこれに協力するものとの理解でよろしいでしょうか。また、別途工事との調整に従った結果、受注者の工程や工事計画に影響が生じた場合には、請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	質問No.16的回答をご覧ください。
65	要求水準書		40	4 第4	1	15 (15)	コスト管理	「詳細内訳書の単価は、原則として契約締結時の単価とすること。」との記載がありますが、受注者の努力をもってしても契約時の単価では調達または施工することが困難な場合には、詳細内訳書作成時の時価によるものとさせていただけませんでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
66	要求水準書		40	4 第4	1	15 (15)	コスト管理	「受注者は、要求水準の明確な変更がない限り、技術提案内容を守りながら、詳細内訳書に記載された単価を準用し、請負代金額を上限としたコスト管理を行うこと。」との記載がありますが、要求水準の明確な変更がない場合でも、追加費用が発生する場合には、請負代金変更の対象としていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	要求水準書		40	4 第4	1	16 (16)	千葉市新庁舎整備工事契約約款第28条第1項から第4項(全体スライド)について	「物価指数は、建設工業経営研究会「東京・経研標準建築費指標」を基に発注者が算出する指標を使用する。」との記載がありますが、経済情勢等を考慮したうえで、発注者様及び受注者で協議し、適切な指針を適用するものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
68	要求水準書		41	第4	2	(2)	業務内容 ア事前調査 業務及び関連業務	・PCB調査について～PCB使用機器調査を行い、調査結果を発注者に報告すること。とありますが、要求水準書別紙14にあるPCB調査における不明機器のみを再調査するとの理解で宜しいでしょうか？	解体工事に当たり、廃棄物として処理されるすべての機器についてPCB含有を調査してください。
69	要求水準書		41	4 第4	2	(2)	PCBの取り扱い	PCB含有の調査結果でPCBがある場合、その処分については発注者側で処分していただけると考えてよろしいでしょうか。	PCB廃棄物は発注者が処分場に運搬し処分します。
70	要求水準書		41	4 第4	2	(2)	近接協議	受注者は、千葉都市モノレール株式会社との近接協議を行うことと記載されていますが、協議内容によって、費用が左右されます。その場合、別途精算と考えてよろしいでしょうか。	協議内容への対応については、協議を行うこととします。
71	要求水準書		41	4 第4	2	2 (2)	イ実施設計 業務	受注者が実施する各種申請業務及び諸官庁申請につきましては、「法令に定められた諸官庁への手続きで、かつ建築工事の設計施工者として行うべきとされているもの」と考えてよろしいでしょうか。	質問No.14的回答をご覧ください。
72	要求水準書		41	4 第4	2	2 (2)	ア事前調査 業務及び関連業務	「受注者は、本件設計を行う前に要求水準書等の内容について確認をするものとし、矛盾その他要求水準書等の内容に従い本件工事等を行った場合に支障等が生じる事項を発見した場合は速やかに発注者に通知する。受注者は本件設計後、当該確認が不十分であったことにより発見できなかった要求水準書等の瑕疵について発注者に何らの請求を行うことができない。」「受注者の事前調査の誤り又は懈怠に起因して発注者又は受注者において生ずる損害、損失又は費用は、受注者が負担するものとする。」との記載がありますが、限られた見積期間ですべてを調査することは困難ですので、ご提供いただいた見積用設計図書に記載がない事項、または見積者として一般に要求される注意義務を果たしても想定することが困難な事項が発生した場合には、請負代金及び工期の変更対象としていただけないでしょうか。	請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
73	要求水準書		41	第4	2	(2)	業務内容	『受注者は千葉都市モノレール株式会社との近接協議を行うこと』とありますが、近接協議により要求事項があった場合、費用は発注者負担でよろしいでしょうか。(自動計測管理など)	質問No.70的回答をご覧ください。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
74	要求水準書		46	第4	2	(5)	実施設計図書	・基本設計で検討した項目については、設計業務において検討書を作成すること。 ランニングコスト(光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理、修繕費)を試算すること。 とありますが、基本設計で検討した項目に関し、実施設計の内容に基づくランニングコストを試算するとの理解で宜しいでしょうか？	設計業務において基本設計で検討した項目に変更が生じる場合は、検討書を作成してください。 また、ランニングコスト(光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理、修繕費)は、実施設計の内容に基づき試算してください。
75	要求水準書		48	4 第4	2	7 (7)	成果品の管理及び帰属	「実施設計図書又は～受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。」「成果品はすべて発注者に帰属し、その管理は発注者が行う。」との記載がありますが、受注者が作成した設計成果物または設計成果物を利用して完成した本件建築物が著作物に該当する場合、その著作権は受注者に帰属し、本件工事目的物の建築および増築・改築・修繕等のために発注者様にご利用いただくものとしていただけないでしょうか。	実施設計図書又は実施設計図書を利用して完成した工事目的物が著作物に該当する場合には、その著作権は、契約書(案)第6条の2により、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属します。
76	要求水準書		51	4 第4	4	(2)	埋蔵文化財	計画敷地には埋蔵文化財の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	基本設計図書「0. (5)27」をご覧ください。
77	要求水準書		52	4 第4	4	3 (3)	ア 基本条件	受注者が実施する各種申請業務及び諸官庁申請につきましては、「法令に定められた諸官庁への手続きで、かつ建築工事の設計施工者として行うべきとされているもの」と考えてよろしいでしょうか。	質問No.14の回答をご覧ください。
78	要求水準書		53	4 第4	4	(3)	土壤調査	・「場外から埋戻土等土壤を持込む場合は良質健全土とし、必要な検査を行い」との記載があります。検査の仕様(頻度及び分析項目等)についてご教示ください。	法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂採取計画認可書を提出してください。それ以外については、「千葉市建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」の「地質分析(濃度)結果証明書」を土砂等の量5000m ³ ごとに提出してください。
79	要求水準書		53	第4	4	(3)	業務条件等	イ 施工条件(カ)地盤改良にて、国土技術研究センターの技術審査証明書を取得した工法を求めていますが、先端技術研究センターの技術審査証明書をもって代わりとすることは可能でしょうか。	一般財団法人先端建設技術センターの技術審査証明書を取得した工法も可能とします。なお、基本設計図書「2. (4)」に記載の「静的締固め砂杭工法」を別の工法に変える場合は、入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案である必要があります。
80	要求水準書		53	第4	4	(3)	業務条件等	建設発生土に係る土壤検査の結果、土壤汚染が判明した場合、その処理費用は発注者負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書		53	第4	4	(3)	業務条件等	1F本庁舎先行解体時はすべての備品等残置物はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
82	要求水準書		58	4 第4	4	15 (15)	近隣対策	「近隣対応にかかる費用は受注者の負担とする。」との記載がありますが、施工について受注者が善良な管理者の注意義務を果たしても避けることが困難な事由に起因する第三者の損害等、受注者の責に帰すべきではない事由に起因して、発生した近隣対応費用については、発注者様の負担とし、また、近隣対策により、追加工事が発生した場合及び工事内容や作業期間・時間等を変更せざるを得ない場合には、必要と認められる契約金額及び工期の変更をお認めいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	請負代金及び工期の変更の手続きは、入札説明書等に記載のとおりです。
83	要求水準書						各所	「性能」に関しての記載がありますが、設計業務におきましては、設計業務時点での情報や技術、知見等を用い要求された性能を確保するべく業務を行いますが、設計者が善管注意義務を払っても予見できない事象により要求された性能が発揮されない場合には、受注者は責任を負わないことをご了承いただけますでしょうか。	本工事において満たすべき性能は、要求水準書等に記載のとおりです。
84	要求水準書						各所	「性能」に関しての記載がありますが、本工事におきましては、発注者様において適切な性能を確保するための仕様等の設計図書をご承認いただいていることを前提として受注者はご承認いただいた設計図書に基づいて施工するものであり、設計図書、発注図書およびその後合意された追加変更指示等の記載のとおりに施工してもなお確保できない品質・性能については、受注者は保証いたしかねますことをご了承いただけますでしょうか。	質問No.83の回答をご覧ください。
85	要求水準書	4 別紙4					工事区分	防災無線設備、厨房機器設備、「椅子、机、ロッカー、書架」は別途工事とし、見積金額に含まないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書「別紙4」をご覧ください。
86	要求水準書	4 別紙4					間仕切り壁	スチールパーテーション、ガラスパーテーション、可動間仕切壁は、「間仕切り壁」に含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	別紙4		工事区分表				造作家具に関してですが、工事区分表、仕上表備考欄、平面図での表現に差異がありますが、平面図上の表現は考慮せず、要求水準書本編、工事区分表、仕上表備考欄にあるものをA工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	別紙4	1				電気自動車充電設備	施工はA工事業者とありますが、要求水準書では本工事の対象としないとあります。本工事の対象は、既存の充電設備の移設のみと考えてよろしいでしょうか。	質問No.44の回答をご覧ください。
89	要求水準書	5 別紙5					既存本庁舎平屋部分	「当該部分の機能は敷地外に市が別途確保する」とありますが、コミュニティーセンターの改修工事、移転は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	5 別紙5					移転、引越し	移転、引越し業務は別途と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
91	要求水準書	別紙6	1	外部仕上表				エントランス、ピロティの床仕上がりがタイル□300とありますが、外構図では平板ブロックと読み取れます。タイル□300の範囲をご指示下さい。	要求水準書を修正します(正誤表を参照)。
92	要求水準書	別紙6	1	外部仕上表				軒天の部位の欄のエントランスは平面図の車寄せ、イベントスペースはまちかど広場と読み替えてよろしいでしょうか。異なる場合は部位のご指示をお願い致します。	要求水準書を修正します(正誤表を参照)。
93	要求水準書	別紙6	1	外部仕上表				上記の場合、イベントスペースとモノレール連絡通路の軒天が同じ表現となっていますが、図面やパース等からはイベントスペース軒天とモノレール連絡通路軒天(建築計画35ページ)は異なる断面構成と見受けられます。イベントスペースの軒天の木ルーバー+ガラスの断面構成の御指示をお願い致します。	まちかど広場の屋根・天井の天然木ルーバー+強化合わせガラスの断面構成については基本設計図書「0. 計画条件 外観パース(透視図)」を基に設計業務で検討します。 また、車寄せ、縁側テラス、まちかど広場の軒天及びモノレール連絡通路の天井の木ルーバーは同じ連続した断面構成です。なお、車寄せ、縁側テラスの軒天及びモノレール連絡通路の天井には防鳥ネット(SUS)を設置します。(正誤表を参照)。
94	要求水準書	別紙6					内部仕上表	アルミルーバーの形状とピッチをご教示ください。	設計業務で検討します。
95	要求水準書	別紙6	2~	内部仕上表				内部仕上表 壁仕上がり織物クロス・不燃木張りの室に設置の建具仕上は不燃木張りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	別紙6	7	内部仕上表				5Fサーバー室床の三次免震床の仕様のご指示をお願い致します。	本工事では5階サーバー室、通信機器操作室・防災無線室の床の3次元免震床は設置しません。 将来対応としてサーバー室の床は3次元免震装置が設置できる構造してください。 別紙6「仕上表・諸元表(建築) 内部仕上表」のサーバー室、通信機器操作室・防災無線室を修正します(正誤表を参照)。
97	要求水準書	別紙9					解体工事範囲	南側交差点近くにバスシェルターがありますが、解体工事範囲図に表記がありません。解体、移設は今回の業務範囲外でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	別紙10 【土壤履歴調査結果報告書(抜粋)】	41	4	2	(2)	土壤調査	・土壤調査については、第一段階の調査で汚染が確認された場合に絞込調査・詳細調査等が必要となります。第一段階の調査結果が得られないと絞込調査・詳細調査等の数量が決まりません。絞込調査・詳細調査等の費用は、今回の見積りの対象外との理解でよろしいでしょうか。また、絞込調査・詳細調査等の見積りを行う場合は、その仕様をご教示ください。	土壤調査については、別紙10「土壤履歴調査結果報告書(補足)平成29年9月」の表4-3の調査項目(千葉市土壤汚染対策指導要綱の概況調査)と表4-4の建設発生土管理基準による地質分析を本工事で行ってください。その結果土壤の汚染があった場合の詳細調査については、その費用は発注者が負担します。詳細については別途協議します。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
99	要求水準書	別紙10 【土壤履歴調査 結果報告書(補 足)】	41	4	2	(2)	土壤調査	・「土壤汚染対策法に基づく土壤調査を実施すること」との記載があります。土壤汚染対策法の対象外である「油類による土壤汚染調査」は、今回の見積りの対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	別紙14	4、36				解体工事範 囲	倉庫内・PCB保管庫にてすでに管理されている「PCB含有製品」は解体工事に先立ち発注者にて移動されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	別紙10 別紙14	41	4	2	(2)	PCB調査	・ 土壤調査のうち、PCB保管庫におけるPCBの土壤溶出量調査(2地点)は実施済となっています(土壤履歴調査結果報告書 平成29年3月)。これについては、今回の見積りから省いてよろしいでしょうか。	再度実施してください。
102	要求水準書	別紙10 別紙14	41	4	2	(2)	PCB調査	PCB含有の調査に関して、トランス・コンデンサー等の数量が不明です。数量の指定をお願いします。	PCB含有量の調査対象となるトランス・コンデンサーはありません。蛍光灯の安定器などについては、質問No.68の回答をご覧ください。
103	基本設計図書		69	3	3-2	(2)	個別熱源系 統	AHU100%+PAC100%とする対象室は、サーバー室のみでよろしいでしょうか。	AHU100%+PAC100%とする対象室は、サーバー室、通信機器操作室及び防災無線室です。
104	基本設計図書		71	3	3-2他		空調設備	諸元表のご提示をお願いします。	要求水準書「別紙6」をご覧ください。
105	基本設計図書		71	3	3-3	3-3	換気設備	厨房内の給排気ダクトは一式別途工事でしょうか。	厨房内の給排気ダクトは本件工事に含まれます。
106	基本設計図書		73-76	第2	4	(3)	空調換気設 備計画	各階平面図上のACR(空調機械室)が空調の要求水準書及び基本設計図書の性能を満たす機器を配置できない場合、建築の室面積の変更と空調性能の変更のいずれを優先して対応すれば宜しいでしょうか？	要求水準書等を遵守してください。
107	基本設計図書		93	4	4-10		さく井設備	井水設備について、除鉄・除マンガン処理は必要ですか。水質情報をご提示願います。	熱応答試験時に水質調査を行ってください。除鉄・除マンガン処理は想定していませんが、必要な場合には協議とします。
108	基本設計図書		94	第2	4	(5)	昇降機設備 計画	表9;昇降機設備仕様一覧においてかご上クーラーは無、かご上クーラー用電源も不要との理解で宜しいでしょうか？	基本設計図書に記載のとおりです。
109	基本設計図書		107	6	(1)		工事ステッ プ概要	各ステップ図における仮囲位置は利用者の利便性、施工性を考慮して基本設計から変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
110	基本設計図書		107	6	(1)		工事ステッ プ概要	ステップ2で『仮移転先となる中央コミュニティセンター7Fをステップ2までに改修工事します。』とありますが、改修内容が不明です。今回の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	基本設計図書	基本設計図	A-01～	0、7				外観・内観パースと基本設計図とで記載内容に差異がある場合、基本設計図を優先すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
112	基本設計図書	基本設計図	A-04					ステンレスオートドアの項目に記載の「SUS404」は外部建具SUS316、内部建具SUS304に読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書「別紙6 仕上表・諸元表(建築) 外部仕上表」の「SUS404」は、「SUS316」と読み替えてください。要求水準書を修正します(正誤表を参照)。内部建具については設計業務で検討します。
113	基本設計図書	基本設計図	A-12～14					平面図1～3F X4、Y13通付近の室外機置場ですが出入口がありません。隣接するオイルポンプ室ないし倉庫側に出入口を設けると考えてよろしいでしょうか。	出入口は設けます。詳細については設計業務で検討します。
114	基本設計図書	基本設計図	A-19					北西立面3～11Fの引違窓について、南西立面の引違窓と同様に外壁面から奥まった位置に設け、その上部にナイトページ用のガラリが設置されると考えてよろしいでしょうか。	基本設計図「A-19」の北西立面図3～11階の引違窓について、南西立面の引違窓と同様に外壁面から奥まった位置に設けますが、その上部のナイトページ用のガラリは設置しない想定です。
115	基本設計図書	基本設計図	A-19					北東立面図にスチールカーテンウォールの記載がありますが範囲が不明瞭です。設置範囲をご指示願います。	基本設計図「A-19」の北東立面図のガラスカーテンウォール(GCWorSCW)は、ガラスカーテンウォール(ACW)と読み替えてください。要求水準書を修正します(正誤表を参照)。
116	基本設計図書	基本設計図	A23	矩形図			アルミ遮光フイン	図中外壁際(X1a通り)のアルミ遮光フインは南西面のファサード部のみと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	基本設計図書	基本設計図	A23	矩形図			軒裏アルミガラリ	図中サッシ上部軒裏(X1a通り側)のアルミガラリは南西面のファサード部のみ(通し)設置と考えて宜しいでしょうか。	質問No.114の回答をご覧ください。
118	基本設計図書	基本設計図	A23	矩形図			天井アルミルバー	高層棟X1a通り外壁側天井アルミルバー範囲について、執務室内、X1a通り梁型部の天井+折上部のみ設置と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書別紙6で天井がPC床板下地クリア塗装(白艶消し)仕上げとなっている室が該当します。
119	基本設計図書	基本設計図	A-26～					防火区画線上の内部建具は全て特定防火設備と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	基本設計図書	基本設計図	A-28、29					XC～X4、Y7～8通り付近の更衣室ですが、5～7Fで防火区画、排煙等の法的な整理が異なります。5、6Fは7Fに準ずると考えてよろしいでしょうか。	基本設計図A-28、A-29のとおり想定しています。
121	落札者決定基準		3	第3	2	(1)	技術提案書の確認	「『要求水準を満たす範囲』で、本件入札において発注者が公表した要求水準書、基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書に示された建物の品質・性能を改善する提案については、入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案であること」とありますが、VE提案書等で提案した内容はたとえ建物の品質・性能を改善するものであっても、『要求水準書を満たす範囲』でなければならないということでしょうか。言い換えると、たとえ優れた提案であっても、要求水準書を逸脱する(上書きする)提案は認められないということでしょうか。	要求水準は、本工事において千葉市が要求する施設整備水準(品質・性能)や業務実施上求める水準です。要求水準を下回ることはできませんが、要求水準書等に示した仕様、数量及び工法等については、VE提案を行うことができ、市に採用されたVE提案は技術提案できます。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
122	落札者決定基準		3	③ 第3	2	(1)	技術提案書 の確認	「入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案であること」とありますが、たとえVE提案書等として予め市に採用されていない提案であっても、金額への影響がない提案は技術提案書で評価対象となると考えてよいでしょうか。	金額への影響がない場合でも、仕様、数量及び工法等に係る技術提案をする場合には、予めVE提案をし、市に採用されている必要があります。
123	落札者決定基準		3	③ 第3	2	(1)	技術提案書 の確認	「入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案であること」とありますが、VE提案書等として予め市に採用されておらず、金額への影響がないが、要求水準書を満たす範囲以外の提案は、たとえ優れた提案であったとしても、技術提案書で評価対象となないと考えてよいでしょうか。言い換えると、たとえ優れた提案であっても、VE提案書等として予め市に採用されているものでなければ、要求水準書を逸脱する(上書きする)提案は認められないでしょうか。	質問No.122の回答をご覧ください。
124	落札者決定基準		3、5	② 第3	2	(3)	採点	別表 評価項目及び配点における「2実績評価項目」の「評価の視点」に記載されているA、B、Cは、表3-1の評価及び採点方法のA、B、Cに連動しその基準に基づき採点されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	落札者決定基準	別表評価項目 及び配点	6 5	1	⑧		地域活性化	市内業者が請負者またはJV構成員となった場合、地域貢献として評価の対象になると解釈してよろしいでしょうか。	評価の対象とはなりますが、地域経済への貢献については、市内企業への発注や市内調達等を含め、具体的な取組みについて評価することとしています。
126	落札者決定基準	別表評価項目 及び配点	5	2	⑨	A	統括実績	実質的に統括代理人として他社の設計業務と自社の施工業務を相互調整する業務を実施していた場合、統括代理人の実績としてよろしいでしょうか。	設計と施工が一括となった業務において実施設計業務と施工業務の相互調整を行った場合は、他社の設計業務と自社の施工業務の相互調整も統括代理人の実績として認めます。
127	落札者決定基準	別表評価項目 及び配点	5	2	⑨⑩⑪	A、C	統括、設 計、施工実 績	発注者が市街地再開発組合で庁舎部分を含む延べ面積25,000m ² 以上の複合施設の場合は、官公庁の発注した庁舎に該当しますか。 また、免震層の位置が庁舎部分の上階(中間階)にある場合は免震構造に該当しますか。	発注者が再開発組合の場合は、官公庁の発注した庁舎に該当しません。 「免震構造で延べ面積25,000m ² 以上の庁舎」とは、延べ面積25,000m ² 以上の庁舎が含まれる建物で、かつ、免震層以上に25,000m ² 以上の延べ面積を有する建物のことをいいます。
128	落札者決定基準	別表評価項目 及び配点	5	2	⑨⑩⑪	A、B、C	統括、設 計、施工実 績	統括業務は設計及び施工が完了したもの、設計実績は設計が完了したもの(施工中含む)、施工実績は施工が完了したものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	落札者決定基準	別表評価項目 及び配点	5	2	⑨⑩⑪	A、B	統括、設 計、施工実 績	延べ面積25,000m ² 以上の複合施設で主要部分が免震構造となっている場合は免震構造に該当しますか。	「免震構造で延べ面積25,000m ² 以上の庁舎(又は事務所)」とは、延べ面積25,000m ² 以上の庁舎(又は事務所)が含まれる建物で、かつ、免震層以上に25,000m ² 以上の延べ面積を有する建物のことをいいます。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
130	落札者決定基準	別表評価項目及び配点	5	2	⑨⑩⑪	A、C	統括、設計、施工実績	庁舎について用途制限等はありますか。教育文化施設、図書館、保健センター等、また複合施設についての考え方をお示しください。	庁舎とは、国または地方公共団体が事務を処理するために使用する建物をいい、教育文化施設、図書館、保健センター等は含みません。複合施設の場合は、庁舎の延べ面積が25,000m ² 以上あれば、実績の対象となります。
131	落札者決定基準	別表評価項目及び配点	5	2	⑨⑩⑪	A、C	統括、設計、施工実績	郵便局株式会社(現日本郵便株式会社)は官公庁に該当しますか。	該当しません。
132	VE提案実施要領		2	4	(2)		変更を認めない提案	平成29年10月基本設計図書【資料編】で比較された内容がコスト算定など事業者独自の提案で比較内容が変わった場合、(2)の変更を認めない提案に抵触しなければ積極的にVEとして提案可能でしょうか	ご理解のとおりです。
133	VE提案実施要領		2	4	(2)	ウ	変更を認めない提案	ウ以下に示す階層構成を変更するものとありますが、記載事項を守る範囲で、たとえば低層棟・高層棟の階数変更や形状の変更(各階床面積構成)などは認められると考えてよろしいでしょうか	記載事項を遵守する限り、ご理解のとおりです。
134	VE提案実施要領		2	4	(2)	キ	変更を認めない提案	「外観パース及び内観パースに示すイメージ…を損なうもの」とありますが、パースの中で変更を認めない提案とは具体的にどのようなものが当たるでしょうか。別添2基本設計図書のp26,p27の図中に注釈のある内容の変更でしょうか。色彩の変更でしょうか。ボリュームの変更でしょうか。	具体的にどのようなものが当たるかは各事業者が検討しご提案ください。 必ずしも、図中に注釈のある内容、色彩やボリュームの変更を認めないわけではありません。外観パース及び内観パースに示すイメージや自然素材のぬくもりといった基本設計のコンセプトを踏まえつつ、イニシャルコストやランニングコストを縮減する提案を求めます。
135	様式集	第10号-2 第11号-2	26、28				証明者	「証明者と被証明者との関係」とありますが、証明者の条件があればご教示ください。例えば事業所の人事担当責任者等、被証明者と同じ事業所の者でもよいですか。	原則として、被証明者が実務に従事していた時点における雇用主を証明者として下さい。 電子入札を行う者と上記の証明者が異なる場合には、千葉市契約課ホームページの「工事・測量等に関する手引き・様式」に係るページに掲載されている、「5. 入札の際に使う様式」(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/yoshibi_download.html#05)に示す「No4【実務経験年数を求められている場合】実務経験証明書」を参考に、様式第10号-2及び様式第11号-2の余白欄に、証明者の商号又は名称、証明者職氏名を記名・押印の上、当該資料の写しをご提出ください。
136	様式集	様式集④	31				VE提案総括表	※4:費目の区分(イニシャルコスト、ランニングコスト、合計)を明示し、区分ごとの効果額を記載すること。とございますが、自然条件や利用状況などによりランニングコストの効果が得られない場合もございます。総括表の根拠を提案の中で示してあれば効果の竣工後の効果などは理由がある程度明確な場合、事業者の責任とはならないと考えてよろしいでしょうか	提案した性能を満たすことが事業者の責任となります。ただし、ご指摘のような事象が生じた場合には、協議を行うこととします。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
137	契約書(案)		1	1	2		総則	「『本件工事』とは、要求水準等に定める施工に関する業務(解体、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。」等の記載がありますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしてもご提供いただいた見積資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、見積に見込むことができなかつた仕様・作業等が発生した場合には、請負代金及び工期の変更対象としていただけないでしょうか。	質問No.10の回答をご覧ください。
138	契約書(案)	2	2				本件設計	「受注者は、この契約の締結後、直ちに、本件設計を開始するものとする。」との記載がありますが、工事請負金額につきましては、実施設計完了後の精算見積金額に基づき決定するものとし、必要に応じて変更契約を締結いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書「第4 1 (15)」に記載のとおりです。
139	契約書(案)		2	2			本件設計	「受注者は、本件設計を行う前に要求水準書等の内容について確認をするものとし、矛盾その他要求水準書等の内容に従い本件工事等を行った場合に支障等が生じる事項を発見した場合は速やかに発注者に通知する。受注者は本件設計後、当該確認が不十分であったことにより発見できなかった要求水準書等の瑕疵について発注者に何らの請求を行うことができない。」「受注者の事前調査の誤り又は懈怠に起因して発注者又は受注者において生ずる損害、損失又は費用は、受注者が負担するものとする。」との記載がありますが、限られた見積期間ですべてを調査することは困難ですので、ご提供いただいた見積用設計図書に記載がない事項、または見積者として一般に要求される注意義務を果たしても想定することが困難な事項が発生した場合には、請負代金及び工期の変更対象としていただけないでしょうか。	質問No.72の回答をご覧ください。
140	契約書(案)		3	6-2			著作権の帰属	「実施設計図書又は～受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。」「成果品はすべて発注者に帰属し、その管理は発注者が行う。」との記載がありますが、受注者が作成した設計成果物または設計成果物を利用して完成した本件建築物が著作物に該当する場合、その著作権は受注者に帰属し、本件工事目的物の建築および増築・改築・修繕等のために発注者様にご利用いただくものとしていただけないでしょうか。	質問No.75の回答をご覧ください。
141	契約書(案)	4	6-4				著作人格権の制限	「受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。(1)実施設計図書又は工事目的物の内容を公表すること。(2)工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること」との記載がありますが、発注者様の事前の承諾を得た場合には、受注者は上記行為を行うことができるものと考えてよろしいでしょうか。	個別の協議によります。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
142	契約書(案)	4	6-6				著作物の侵害の防止	「受注者は、その作成する実施設計図書又は工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。」「受注者は、その作成する実施設計図書又は工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。」との記載がありますが、発注者様が工事材料などを指定した場合など、発注者様の指示等に起因する場合には、発注者様に、ご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	契約書(案)に記載のとおりです。
143	契約書(案)	19	48				履行遅滞の場合における損害金	受注者の履行遅滞の場合の損害金については、発注者様の責めに帰すべき事由により請負代金の支払いが遅れた場合と同様、遅滞日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額としていただけないでしょうか。	契約書(案)に記載のとおりです。
144	契約書(案)	21	52-2				談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	「第1項から第5項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを防げるものではない。」「提案の不履行により市が損害を受けた場合には、提案不履行時の違約金の額に関わらず損害賠償請求を行うことができる。」等の記載がありますが、各条文で定める違約金について、損害賠償の予定とさせていただけないでしょうか。	質問No.12的回答をご覧ください。
145	契約書(案)	別記	24	2	2		表明確約	「受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。),受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。」との記載がありますが、千葉市新庁舎整備工事契約約款 別記 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約 第3条 暴力団排除に係る解除 第1項(3)に記載がありますように、万が一、下請業者等が反社会的勢力に該当することが判明した場合でも、当該下請業者との契約を速やかに解除する等の適切な措置をとることにより、発注者様と受注者との工事請負契約については解除されないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
146	契約書(案)	別記	24	3	1	3	暴力団排除に係る解除	「受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。), 受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関する個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。」との記載がありますが、千葉市新庁舎整備工事契約約款 別記 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約 第3条 暴力団排除に係る解除 第1項(3)に記載がありますように、万が一、下請業者等が反社会的勢力に該当することが判明した場合でも、当該下請業者との契約を速やかに解除する等の適切な措置をとることにより、発注者様と受注者との工事請負契約については解除されないと理解してよろしいでしょうか。」	ご理解のとおりです。